明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年五月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月七日

東京都文京区西片一丁目七番一二号

本町不動産株式会社

代表取締役　野口　久江

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるスティーヴン・エプシュタインが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月七日

埼玉県上尾市大字小泉三七六番地一サンフォレストD―一〇二

カーチス・ライト・フロー・コントロール・サービス・コーポレーション

日本における代表者

スティーヴン・エプシュタイン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるギョーム・フランソワ・パトリック・ブレションが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月七日

東京都港区芝浦四丁目一〇番一―二七〇二号

ＴｒａｎｇｏＰｒｏｄｕｃｔｉｏｎ

日本における代表者　ギョーム・フランソワ・パトリック・ブレション

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横田郁雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月七日

兵庫県川西市清和台西二丁目四番地の三〇

上海十川橡塑制品有限公司

日本における代表者　横田　郁雄

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市東区大松町六〇一番地、最後の住所愛知県名古屋市東区車道町二丁目三一番地コスモハイツ三Ｃ号室

被相続人　亡　山中　秀夫

右被相続人は平成二十八年五月八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

愛知県名古屋市名東区猪高台二丁目四〇一番地第二名正ハイツ宅老所猪高台

限定承認者　山中　好子

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市緑区桃山一丁目七九番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目三〇七番地　被相続人　亡　中川　文隆

右被相続人は平成二十八年六月二日死亡し、その相続人は平成二十九年三月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

名古屋市中村区則武一―一〇―六側島ノリタケビル二階　弁護士法人名古屋法律事務所

限定承認者　中川ひろ子

右代理人弁護士　金井　英人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億一千三百万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年五月九日であり、取締役の決定は平成二十九年四月六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十九日

掲載頁　五十三頁（号外第二六三号）

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千七百万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年五月九日であり、取締役の決定は平成二十九年四月六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第二五六号）

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年五月九日であり、取締役の決定は平成二十九年四月六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十九日

掲載頁　五十三頁（号外第二六三号）

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千百万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年五月九日であり、取締役の決定は平成二十九年四月六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月七日

掲載頁　五十三頁（号外第二六三号）

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二億一千三百万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年五月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億三千七百万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年五月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一千五百万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年五月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千百万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年五月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

◉号外　四月七日付第七五号一三六ページ●一月第六六号二四ページ●同日付第七六号六四ページ●同日付政府調達二十日付参会第一号（その一）二四ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）